

四日市市応急診療所事故対策委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月9日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第55号

四日市市応急診療所事故対策委員会規則の一部を改正する規則

四日市市応急診療所事故対策委員会規則の一部を改正する規則（昭和50年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会の委員は、健康福祉部を所管する副市長、健康福祉部長、四日市医師会長及び同会副会長をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、学識経験者を加えることができる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会の委員は、健康福祉部を所管する副市長、健康福祉部長、四日市医師会長、<u>同事故対策担当理事代表及び同地域社会担当理事代表</u>をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、学識経験者を加えることができる。</p>

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)